

令和 4 年芽室町議会定例会 6 月定例会議一般質問

令和 4 年 6 月 1 5 日再開

質問議員 氏 名	質 問 項 目	質 問 の 内 容 ・ 要 旨	答 弁 を 求める者
正村紀美子 (60 分間)	1 教育行政に関する主たる計画の現状と今後の展望について	<p>本町の教育の目標や施策の基本的な方向を定めるものとして、町長は平成 30 年に「教育に関する大綱」を策定した。この大綱の定める「次代に輝く芽室の人を育む」という理念に沿い、教育委員会は平成 31 年に「芽室町教育振興計画」を策定し、基本理念の実現を図るべく、取り組みを進めているところである。そこで、これらの計画の趣旨を踏まえつつ、より本町にふさわしい取り組みが必要と考えることから、次の 3 点について教育委員会の見解を伺う。</p> <p>① 芽室町立小中学校配置計画（令和元年改定）と現状との整合について、見解を伺う。 ② 通学区域のさらなる弾力化の必要性や小中一貫教育制度の今後の展望について見解を伺う。 ③ 新型コロナウイルス感染症のまん延により、学校のあり方をはじめ、その形態や環境などに大きな影響を及ぼしているが、芽室町学校施設等長寿化計画（令和 2 年 1 月策定）の趣旨である施設の複合化や効率化の今後の展望について、見解を伺う。</p>	教育委員会
渡辺洋一郎 (60 分間)	1 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実について	<p>第 5 期芽室町総合計画（以下、「5 期総」という。）の基本目標「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」の中に、「子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が、慣れ親しんだ地域で暮らし、生きて暮らせる福祉を共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、取組を進める必要がある」とあります。</p> <p>本町においても、高齢者、障がい者などの支援策とともに、8050 問題、ダブルケア、社会的孤立、生活困窮など、複合的・重層的な課題に対して、枠に捉われずに一体的に取り組むことが必要であると考えことから、以下の 4 点について伺います。</p> <p>① 今後高齢化がますます進む中で、高齢者の「住まい」については大きな課題になると考えますが、町としてどのように捉えているのか見解を伺います。 ② 本町の障がい福祉施策については「第 6 期芽室町障がい者福祉計画」に基づき様々な事業が進められていますが、課題解決に向けて今後の土地利用を含めた施策推進の展望について伺います。 ③ 5 期総、第 3 期芽室町総合保健医療福祉計画、第 4 期芽室町地域福祉計画において、「地域共生社会」の実現を目指すとしていますが、これまでの取組の実績と評価、今後の展望について伺います。 ④ 福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点で、町としてどのような体制構築をされているのか、また今後の展望を伺います。</p>	町 長

質問議員 氏名	質問項目	質問の内容・要旨	答弁を 求める者
立川美穂 (45分間)	1 より多くの町民が健康づくりに関心を持ち、自らの健康寿命延伸に取り組むための方策について	<p>「令和2年版厚生労働白書」によると、高齢化率がピークを迎える2040年には、国民の平均寿命が2年延び、2040年にかけて65歳になる世代においては男性の4割が90歳まで、女性の2割が100歳まで生きられると推計され、一人ひとりの生活の質や安定した社会保障制度の維持のためにも、健康寿命延伸の実現が重要とされています。</p> <p>本町は「第5期芽室町総合計画」や、若い年代から町民自らが健康づくりに取り組み、健康寿命延伸を目指すことを踏まえた「第4期芽室町健康づくり計画」を策定し、「生涯を通じた健康づくり」を推進していますが、特定健診受診率においては、目標値に到達しない状況が続いています。</p> <p>そこで、施策の効果を上げるには、これまで以上の創意工夫が必要と考え、以下について見解を伺います。</p> <p>① 町が、平成30年に行った「第4期芽室町健康づくり計画におけるアンケート調査」によると、「時間がない」「面倒だ」などの理由から、健康づくりのための運動習慣がない町民が約4割存在しています。また、国が行った「令和元年国民健康・栄養調査」によると、食習慣・運動習慣について改善への関心やその意向がない「健康無関心層」といわれる人たちの割合は20歳以上の男女の3～4割に上り、施策の効果が届いていないことが課題とされています。</p> <p>本町において健康づくりに取り組まれていない町民や、特定健診未受診の町民の背景について、どのような分析をし、対策を講じているのかを伺います。</p> <p>② 健康づくりに無関心な町民の行動変容を促すためには、従来の取り組みに加え、デジタルの活用など、新しい生活様式や、多様な住民ニーズに即した方策が必要と考えますが見解を伺います。</p>	町長
堀切忠 (45分間)	1 奨学金制度の改善と拡充について	<p>大学等に進学する者にとって、学費や生活費を賄うのは、一般的に保護者からの仕送りか、奨学金、アルバイト代等です。日本学生支援機構の調査によると、奨学金の利用者は約5割、借入額の平均は約324万円です。大学等を卒業し、希望を持って社会に出て行く者にとって300万円もの金額を返済する負担は大きいものがあります。</p> <p>平等な教育を受ける権利を持ちながら、経済的な理由により進学を断念することがないように、また、本町で末永く安心して暮らしていくために、本町奨学金制度の改善・拡充が必要と考えることから、以下3点について伺います。</p> <p>① 本町の奨学金貸付条例に基づく償還免除は、令和2年度1名、令和3年度3名の実績となっています。平成29年3月の予算審査において「約25%程度を想定している」との答弁がありましたが、教育委員会として、この実績をどのように評価しているかについて伺います。</p>	教育委員会

質問議員 氏名	質問項目	質問の内容・要旨	答弁を 求める者
		<p>② 本町の奨学金償還免除の条件は、条例に規定する「町内に2年以上居住していること」や「町民税の課税対象者であること」など5項目であり、その他に規則で「免除対象期間は最大3年であること」や「年間返還金額の2分の1とすること」と規定しています。今後に向けては、全額免除や返済完了までを対象にするなど、現行制度の改善と拡充の検討が必要と考えますが、教育委員会の見解を伺います。</p> <p>③ 奨学金償還免除の取組みは、若者の定住促進のみならず、子育て世代への移住促進のPRにもなると考えます。本町のホームページをはじめ、積極的なPRが必要と考えますが、教育委員会の考えを伺います。</p>	